




平成24年12月号(隔月発行)


札幌司法書士会 会長 林 和宏 編集担当責任者 番井 菊世 <http://www.sihosyosi.or.jp/>


〒060-0042 札幌市中央区大通西13丁目4番地 電話 011-281-3505 FAX 011-261-0115





★年末特大号★


: 早いもので、もう12月。今年はロンドンオリンピックとか、いろいろあったけど、司法書士のAさん、何か印象に残っている出来事はある？


: 今年は生活保護に関する報道が多かったなあ、と感じています。孤立死事件、芸能人の母親の生活保護受給に対するバッシング*、その後の生活保護基準切り下げの検討開始等…。


: 札幌の姉妹孤立死事件は、生活保護の相談に3回も行ったのに、受給に至らなかった末の病死・凍死だということだったね。


: 生活保護をなるべく受けさせないようにする行政の対応、いわゆる「水際作戦」が問題視されました。でも、その後、芸能人の母親の生活保護受給が話題になると、一気に生活保護に対するバッシングが沸き起こり、週刊誌やテレビでは「不正受給」ばかりが取り上げられるようになりました。


: 国会議員がこの問題を追及していたね。


: 国でも、生活保護費をいかに抑制するかが問題にされています。もちろん不正受給はしっかり取り締まるべきですが、雇用などの問題を解決しないまま、生活保護だけを切り詰めても、餓死や自殺、犯罪が増えてしまうのではないかと心配しています。

: 私たちは、生活保護バッシングについて冷静に考える必要があるね。じゃあ今日は、その点について少し考えてみよう。

: あのバッシングでは、扶養義務者である息子が、高額所得であるにもかかわらず、母親が生活保護を受けていたことが問題とされたのだったね。ではこの「扶養義務者である息子」「高所得」の2つのキーワードを検討してみよう。まず、「扶養義務者」というのはどういう人のことを言うの？

: 夫婦間、直系血族(親・子・孫等)、兄弟姉妹です。特別の事情があり、家庭裁判所が認めた場合に限って、三親等内の親族が扶養義務を負うこともあります。

: では、扶養義務者の間で、扶養義務の内容に違いはあるの？

: 強い扶養義務を負うのが、夫婦間と、未成年の子に対する親です。1杯のかけそばを分け合う関係というような書き方をしている本もあります。一方、成人した親子間や兄弟姉妹の扶養義務は、そこまで強くはありません。裁判例では、「子の老親に対する扶養義務は生活扶助義務関係としての性質を有し、生活保護法による最低の生活基準額に不足する分を、自らの社会的地位、収入等相応の生活をした上で余力を生じた程度で、分担すれば足りる」(大阪高決昭49.6.19家裁月報27-4-61)としています。

※報道の概要 吉本興業所属のタレントの母親が生活保護を受けている、という事実が報道され、国会議員やマスコミに問題視された。そのタレントさんは記者会見で謝罪し、今後は母親を扶養し、また、今までに受給した金額の一部を返金することになった。

👩：親・兄弟と言っても、関係は様々だよな…。具体的な扶養の程度や方法は、どうやって決めるのだろうか？

👨：機械的に決められるものではないので、まずは当事者間で決め、協議が整わないときは、家庭裁判所が一切の事情を考慮して決めるとされています。一切の事情とは、両者の経済状態だけでなく、その関係性、扶養の意思、社会保障制度利用の可能性等です。幼少期に虐待された等の理由で親子の付き合いがない場合など、扶養義務を認めない例もあります。

👩：事案により異なるのだね。では、扶養義務者の扶養と生活保護の関係って、法律上はどのようになっているの？

👨：生活保護法4条2項には、「民法に定める扶養義務者の扶養は保護に優先して行われるものとする」とあります。「優先して」とは、保護受給者に対して実際に仕送り等があれば、それを収入認定して、その分保護費を減額する、という意味です。

👩：扶養義務者がいると生活保護が受けられない、ということではないのだね。

👨：はい。昔の生活保護法は、扶養義務者に扶養能力があるときは保護が受けられないとしており、扶養は保護の「要件」でした。しかし、現行の生活保護法では、この要件は削除されました。厚生労働省社会・援護局保護課長通知第9の2にも「相談者に対して扶養が保護の要件であるかのごとく説明を行い、その結果、保護の申請を諦めさせるようなことがあれば…申請権の侵害にあたるおそれがある」とされています。

👩：では、扶養義務者が、扶養できるのにしない、といったケースはどうするのかな。

👨：生活保護法77条1項で、扶養義務者から費用（＝保護費）の全部または一部を徴収できるとされています。

👩：それは、どうやって決めるの？

👨：まずは福祉事務所と扶養義務者の話し合いです。話し合いがつかないときは、福祉事務所の申立てにより、家庭裁判所が決めます。

👩：それで生活保護の申請をすると、福祉事務所から扶養義務者宛に「あなたは〇〇さんを扶養できますか？」という通知が行くのだね。

👨：扶養義務者からDV被害を受けた場合などは加害者に通知が行かないよう配慮されますが、そのようなケース以外の扶養義務者に対しては、基本的に通知が発送されます。実際には頼れるような親族がいる人は少なく、親族に知られたくないからと、生活保護の申請をためらう相談者も多いのです。

👩：次のキーワード「高所得」だけど、あのバッシングの件では、一部報道によれば、息子の年収は5000万円とも言われていたね。高額所得を得るようになってからは、福祉事務所と協議し、仕送りをしていたそうだけど。

👨：詳しい事実がわからないので何とも言えないですが…。金額によっては、家庭裁判所の調停になれば仕送り額を増やす決定が出ることもあるでしょう。ただ、あくまでも責任を問われるのは「息子」のほうです。息子から、法律で定められた最低生活費以下の金額の仕送りしかなかったのであれば、「母親」が生活保護を受給しても、それは「不正受給」ではありません。

👩：なんでもかんでも「不正受給」と言うのは、間違いなのだね。

👨：はい。不正受給が横行している、という表現を見かけますが、実際は、不正受給は全体の0.4%程度（金額ベース）です。借入金や高校生のアルバイト収入を申告する必要がないと思っていた等、きめ細やかな対応で防げるものも含まれています。

👩：生活保護が受給できる状態でありながら、受給に至らず、餓死・孤立死・自殺に至ることのほうがやはり大問題のように思えるね…

戸籍のはなし

司法書士は、相続などの手続きで「戸籍」をみる機会が多いですが、戸籍ってなんだかよくわからない、という方も多いと思います。

そこで戸籍にまつわるお話をいくつかご紹介します。

- **戸籍をまめに移転させると、相続人が大変になる。**
住所を変えるときに、「分からなくならないように」と、まめに戸籍の本籍地も一緒に移動させる方がいる。相続などの手続きでは、「その人の生まれたときから死亡までの全ての戸籍」を取り寄せるが、戸籍の本籍地が移転していると、その分枚数が増え、市町村が違えばそれぞれで戸籍を取得しなければならなくなる。相続用の戸籍は2～3通で終わる人、10通以上になる人など、様々だ。
- **いつの間にか戸籍は改製されている。**
戸籍の制度は過去に何度か改変があり、大きな改正があると、戸籍そのものを新しく作り直してしまっていることがある。最近ではコンピュータ化による「平成改製」、古いものだと昭和の戸主制度がなくなったときの「昭和改製」などがあり、改製のときに古い情報は記載されない。その場合、自分は戸籍の本籍地をまったく移動させていなくても、2通、3通と古い戸籍があったりする。

- **相続手続きに「生まれてから死亡するまで」の戸籍が必要なのは「相続人」を確定させるため**
戸籍は本籍地を移動させたり、改整されると古い情報は記載されない。なので、以前結婚していたり、子供を産んでいたたり、養子縁組していたりしたことが、現在の戸籍に載っていないことがある。全ての戸籍を取得したら「お父さんに認知した隠し子が・・・」なんてドラマティックなことや、初婚だと思っていたら再婚で、前の結婚で子供がいたことを、他の家族が知らなかったケースなどもある。
- **戸籍の本籍地は住所と関係ない**
戸籍の本籍地と住所をリンクして考えがちだけれども、住んでいる場所と戸籍は関係がない。おそらく住んでいる場所や、実家などにしている人が多いとは思いますが、結婚した神社や、皇居などを本籍地にする人もいたりとか。それを知っていたら自分も少し考えたかもしれない・・・。
- **戸籍と住所は関係ないが、住所情報をもっている**
「戸籍の附票」というのがある。国民が住所をどう移動させたのか、全て本籍地に報告がいくので、住所移動の経緯がわかる。それが「戸籍の附票」といい、戸籍に記載のある人についての住所情報が出る。戸籍と同様に、名義人や関係者はその証明を取得することが出来る。

仕事であったちょっといい小話


- ☆ ある方の成年後見人をしているのですが、ご本人が何十年も入院なさっていたため、その方のお父様の納骨堂の管理費が何十年も支払われていませんでした。
最近遠い親族の方から、納骨堂があったはずだという話を聞き、お寺に問い合わせしてみたところ、納骨堂はそのまま保管されていて、お父様のお骨は他の納骨堂のお骨と同じように丁寧に供養されていました。
宗教家としては当然のことをなさったのかもしれませんが、お寺さんてありがたいなと思いました。
- ☆ 司法書士って実は同業者でとても仲がよくて、業務でわからないことがあると、同業者に教えてもらうことがよくあります。ある日の夜遅く、翌日朝一番の仕事のことで不安になり、夜11時を過ぎていましたが、同業の〇〇さんに電話してしまいました。〇〇さんは快く電話に出てくれて、「その書類で大丈夫だよ」と教えてくれました。その夜は安心して眠ることができ、無事に翌日の仕事をこなすことが出来ました。
頼りになる同業者、ありがたい！
- ☆ 不動産の売買の登記のお仕事では、「売主さん」「買主さん」「融資をする銀行さん」「不動産屋さん」など誰かの付き合いのある司法書士が登記をします。ある程度話が進んだ後で「すみません！やっぱり買主さんの知合いの司法書士に頼むことになりまして・・・」というのはよくある話なのです。
先日同じようなことがあったときのことで。関係者の方全員から「すみません」と電話が入り、その後も「あの仕事、終わりました。今回は本当にすみませんでした」と、事後報告までいただき、恐縮してしまいました。これはいい話？でもみなさんいい人だなあと思いました。

教えて！きりちゃん 司法書士と他の「士業」の違い




司法書士、行政書士、弁理士、弁護士、社会保険労務士、土地家屋調査士、不動産鑑定士、税理士、公認会計士と「士」のつく資格業はたくさん！その違いは分かりにくく、私たち司法書士も身近にいる人にでさえ誤解されることがよくあります。そこで、よく訊かれる質問をまとめてみました。


Q 税金のことはわかるの？

 税金の専門家は「税理士」さん。司法書士の業務で不動産登記や会社の登記、相続登記があるので、税金の話はよくきかれるので、一般的なことは勉強している場合が多いけれど、専門的なことは税理士さんや、税務署につなぐよ。


Q 行政書士さんとはどう違うの？

 多分これが最も多い質問。名前が似ているからね。司法書士は法務局や裁判所、行政書士さんは市町村や道などの行政機関への提出書類の作成が基本。そもそも、その公的な機関の区別が分かりにくいね。司法書士・行政書士両方のライセンスをもって仕事している人もいるよ。


Q 不動産登記は全て司法書士の仕事？

 不動産登記も「物に関する情報」と「所有者などの人に関する情報」にわかれていて、「物に関する情報」は土地家屋調査士さんの仕事。不動産の面積や、使用用途などは「物に関する情報」になる。司法書士はその物を誰が持っているか、どんな権利がついているかの部分を担当しているんだ。


Q (図書館にいる) 司書との関係は？

 個人的には素敵な職業だと思っているけれど、司法書士との関係はまったくないんだ。


Q 弁護士さんとの違いは？

 多分これが2番目に多い質問だ。弁護士さんは司法試験をパスし、研修を受けることによって得られる国家資格で、法律全般、司法書士の行っている登記業務もちろん、登録をすれば税理士業もおこなえ、万能資格といわれることがある。司法書士は登記業務や裁判所に提出する書類の「作成」をすることが基本だけれど、司法書士もさらに「認定試験」を受けると、140万円以下の紛争ごとに限り、市民の代理人となって簡易裁判所で訴訟代理をすることが出来る。140万円については色々な考え方があり、超えると思われる場合や複雑で簡易裁判所に馴染まないような事案によっては弁護士さんにつなぐよ。

Q 職業成年後見人はどのような人になるの？

 成年後見開始の申立をして、職業成年後見人として司法書士や弁護士が裁判所から選任されることがあるが、実は成年後見人に職業の制限はない。地域によっても選任される人の職業に違いがあるみたいだ。司法書士はリーガルサポートという団体を立ち上げ、成年後見制度を勉強した司法書士の名簿を裁判所に提出しているのだから、選任されることが多いんだよ。

Q やっぱり士業ってよくわからない・・・

 他士業同志の連携や信頼関係もとても大事。我々も相談に応じて適切な士業につなげているので、迷ったら気軽に聞いてもらいたい。

編集後記

2012年も終わりに近づいて来ました。30歳になったころは、40歳というのはとても先のことに思えましたが、40歳を超えると、50歳なんてすぐだと思うようになりました。今月号は年末助け合いの精神から、生活保護のバッシング問題を取り上げました。長引く不況の中、頑張ったのに報われない、なかなか成果があがらないなどの閉塞感が、あのバッシングの勢いを強くしたのではないのでしょうか。バッシングする側にも「何か」がおきている気がしてなりません。

景気対策のために個人としての自分に何が出来るかを考えたときに、安いものばかりに飛びつかないで、よい企業のよいものを買うように工夫しようと思っているのですが、安いという魔力はなかなか強力です。歳を取り、10年20年は長期的展望ではなく、すぐ来るものだと実感できるようになった今、目先の魔力に抗える力がもう少し欲しいです。来年は司法書士としても、すぐ来る将来にむけて何が出来るか考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。みなさまよいお年をお迎えください。

(番井 菊世)